、あだちせいわNISAキャンペーン/

今後の

応援!

初めての NISAを



キャンペーン期間

2023年10月1日~2023年12月末

定時定額

期間中、定時定額(つみたてNISAを含む) 毎月1万円以上ご契約いただいた方

先着400名

一般NISA・つみたてNISA

期間中、一般NISA口座または つみたてNISA口座を開設いただいた方

先着400名

上記対象のお客様に先着でもれなく

クオ 500円分をプレゼント!



Wで申し込むといいことあるかも? 〈

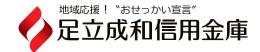
最大

クオ 1,000円分がもらえるチャンス!

- ※新規で「一般NISA□座」、「つみたてNISA□座」のみを開設いただいた方 先着400名
- ※定時定額(つみたてNISAを含む)を毎月1万円以上ご契約いただいた方 先着400名
- ※最大2枚、1,000円分のクオカードをプレゼント。
- ※期間中1回限りといたします。







\2023年から/ NISAを始めるのがお得です!

2023年は、現行のNISA制度が利用可能 (一般NISA: 年120万円、もしくは、 つみたてNISA: 年40万円) です。

新NISA制度では、現行のNISA制度の非課税投資額の残高とは別に、非課税保有限度額(最大1,800万円)の管理がされます。

例えば、2018年から2023年まで、毎年39.6万円つみたてNISAを利用して 非課税投資した場合、最大で2,037.6万円(つみたてNISA237.6万円+ 新NISA1,800万円)まで非課税投資ができます。



2024年からスタート予定の、新NISA制度を解説!

	現行NISA		新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
新規投資可能期間	~2023年末	~2023年末	2024年~ (恒久化)	
非課税期間	最長5年間	最長20年間	無期限	
非課税保有限度額	600万円	800万円	1,800万円	
			(うち成長投資枠1,200万円)	
年間投資上限額	120万円	40万円	合計360万円	
			240万円	120万円
制度併用	不可		可能	
非課税投資枠の管理	年間の購入額で管理		年間の購入額と非課税保有限度額で管理	
非課税投資枠の再利用	不可		非課税保有限度額の再利用が可能	
□座開設対象者	その年の1月1日において18歳以上の人		その年の1月1日において18歳以上の人	
購入方法	一括•積立	積立	一括•積立	積立
対象商品	上場株式· 公募株式投資信託等	公募株式投資信託等 (※1 金融庁が指定する銘柄のみ)	上場株式·公募株式投資信託等 (※2 一部銘柄を除く)	公募株式投資信託等 (現行のつみたてNISAと同じ)

※1 積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※2 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く 現行制度および令和5年度税制改正の内容に基づき宣研ロジエ株式会社が作成

非課税口座に関するご留意点

- ●非課税□座開設には、特定□座または一般□座の開設が必要です。
- ●非課税□座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1□座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税□座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税□座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税□座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA□座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- ●金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています(つみたてNISAは、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です)。2024年以降の新NISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。
- ●非課税□座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新NISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできますが、年間の非課税投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- ●非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- ●投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。
- ●2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税期間終了時に、NISA口座内でお客さまが保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。
- ●2023年までつみたてNISAと一般NISAはどちらか一方の勘定の選択制であり、同一年に両方の勘定の適用は受けられません。
- ●税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。

商号:足立成和信用金庫

■このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

登録金融機関:関東財務局長(登金)第144号 加入協会:加入している協会はございません



